

京都市まちなかの美化推進事業団定款

第7章 事務局

(事務局)

第31条 推進事業団に事務局を置く。

- 2 事務局に事務局長を置く。
- 3 事務局長及び事務局の職員は、専務理事が任免する。
- 4 事務局に関する必要な事項は、理事会において別に定める。